

一宮町財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

一宮町長

馬淵 昌也



一宮町規則第 6 号

一宮町財務規則の一部を改正する規則

一宮町財務規則（昭和63年一宮町規則第5号）の一部を次のように改正する。

第146条第3項第6号中「130万円未満」を「200万円未満」に改める。

第266条第1項第1号中「3,000円」を「10,000円」に改める。

別表第41の項中「130万円」を「200万円」に改め、同表2の項中「80万円」を「150万円」に改め、同表3の項中「40万円」を「80万円」に改め、同表4の項中「30万円」を「50万円」に改め、同表6の項中「50万円」を「100万円」に改める。

別表第5及び別表第6中「企画広報課」を「企画課」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。